

益田市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編)

平成25年7月改定

島根県益田市

はじめに

20 世紀において飛躍的な高度成長を遂げた我が国は、豊かで利便性の高い社会環境を構築した。しかし、その反面、大量生産・大量消費・大量廃棄を進め、深刻な環境問題をもたらしている。

この環境問題は、すでに一地域の問題ではなく、地球全体の課題という位置づけの中で、広い視点で取り組まなければならない問題となっている。

そういう中で、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして地球温暖化問題に着目し、平成 19 年 2 月には、益田市も一つの事業所として、温室効果ガスの削減に取り組むこととし、益田市役所地球温暖化対策実行計画を策定した。また、平成 21 年 3 月には、市役所だけでなく地域全体の事業活動や市民一人ひとりのライフスタイルの変革を目指すこととして、益田市地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という）を策定した。

2つの計画を策定して、それぞれの工程管理を実施してきたが、計画策定後数年を経過したことで見直しを進め、このたび2つの計画を1つにまとめて、総合的な取り組みを進めることとした。

今回の益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）は、環境問題解決のために、市民・事業者・行政が協働しながら地球温暖化防止に向けて取り組み、21 世紀の地球環境を守っていくための計画である。

○益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

益田市として、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進するための計画です。

○益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

益田市役所も消費者や事業者であるという立場から、環境に配慮した事務及び事業を率先して実行し、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進するための計画です。

目 次

益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1章 計画策定の背景	……………	1頁～ 6頁
・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について		
・地球温暖化のしくみ		
・地球温暖化の急速な進行		
・地球温暖化がもたらす深刻な影響		
・国の地球温暖化対策の取り組み		
第2章 計画の考え方	……………	7頁～ 8頁
・計画の位置づけ		
・地球温暖化対策の取り組み		
・島根県と益田市の実行計画		
第3章 温室効果ガス排出量の現状と削減目標	……………	9頁～10頁
・二酸化炭素排出量の推移		
・一人当たりの排出量は…？		
・温室効果ガスの削減目標		
第4章 二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組み	……………	11頁～18頁
・排出量を削減するための主な対策		
・排出量を削減するための具体的な取り組み例		

益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第5章 計画策定の背景と実績	………	19頁～20頁
・益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定について		
第6章 温室効果ガスの排出量の現状と削減目標	……………	21頁～25頁
・基準年度（平成17年度）における温室効果ガスの排出状況		
・市役所の温室効果ガスの削減目標		
第7章 二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組み	……………	26頁～32頁
・事務及び事業に関する温暖化防止に向けた取り組み		
第8章 計画の推進	……………	33頁～34頁
・計画の進行管理		
参 考 資 料		

◆益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1章 計画策定の背景

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について

1 計画の意義目的

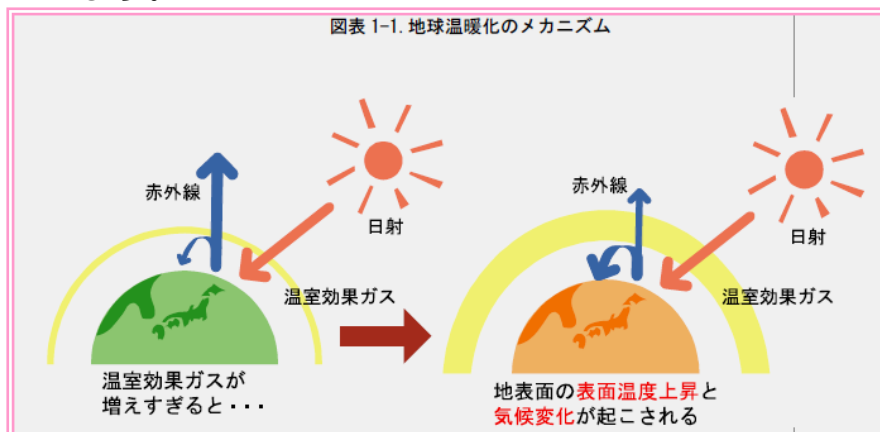
「地球温暖化」は、私たち日常の生活や事業活動に伴って発生する二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの増加により、地表及び大気の温度が追加的に上昇する可能性が高くなり、世界中の自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼしています。

私たちの日々の暮らしの中で、近年頻繁に起こる猛暑や豪雨などの異常な気象状況を感じることはないでしょうか。このような環境問題を防ぐためには、環境への負荷を削減するための事業活動の見直しと、市民一人ひとりのライフスタイルを変革していくことが重要です。

「益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の意義目的は、益田市として、地球環境問題の解決に向けて市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、協働しながら地球温暖化防止に向けて取り組み、私たちの明日の暮らし、子供たちの21世紀の地球環境を守ることにあります。

地球温暖化のしくみ

地球は、太陽のエネルギーで温められていますが、その熱の一部は再び宇宙に放出されています。すべてが放出されると、地球の気温は低くなりすぎ、私たちは暮らすことができません。この熱の放出を防ぎ、地球の気温を約1.4℃に保っているのが大気中の二酸化炭素やメタンなどで、この層を「温室効果ガス」と呼んでいます。



この二酸化炭素やメタンが増え続けると地球の周りの温室効果ガスの濃度が高くなり、大気中の熱が宇宙に放出されにくくなる温室効果が強まり、地球上の温度はどんどん上昇していく可能性があります。

これが地球温暖化のしくみです。

温室効果ガスは、京都議定書の中で 6 種類が定められています。温室効果ガスの中でも二酸化炭素は、全温室効果ガスの 9 割程度を占めるため、温暖化への影響が大きいので、本計画の中で主な削減対象とする温室効果ガスは二酸化炭素としています。

※京都議定書により対象とされる 6 種類の温室効果ガス

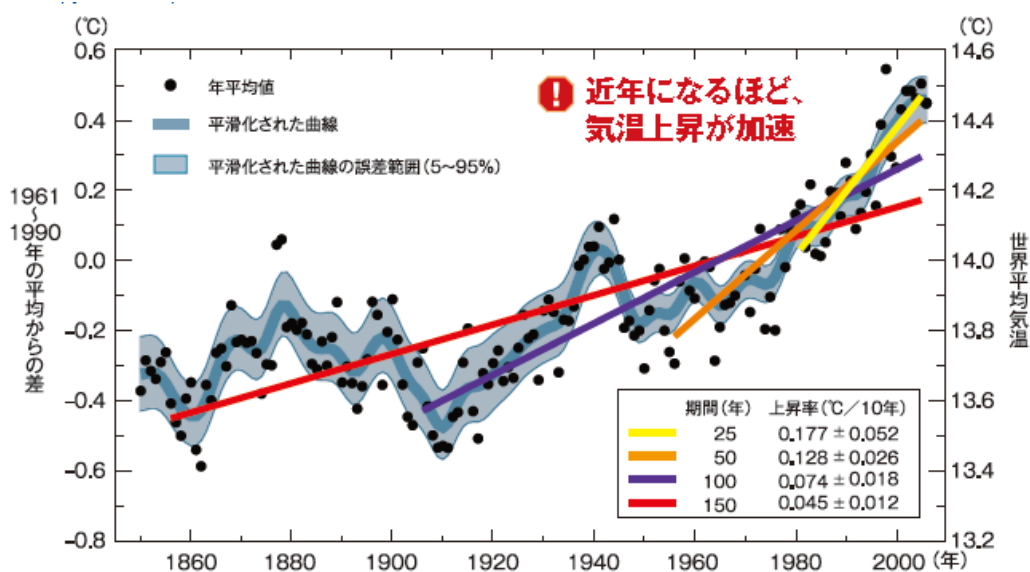
地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条にも定義されています。

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)。HFC、PFC、SF₆ は、代替フロンガスです。

地球温暖化の急速な進行

1 世界平均気温の上昇

世界平均気温は 100 年 (1906 年~2005 年) で 0.74℃上昇し、最近 50 年の気温上昇は、過去 100 年の上昇温度のほぼ 2 倍に相当し、近年になるほど温暖化はさらに加速しています。

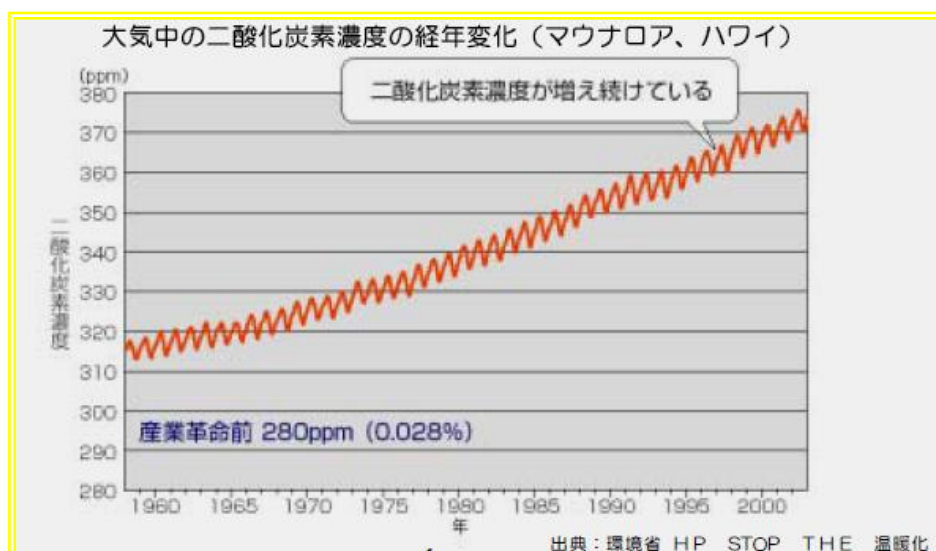


出展 環境省 STOP THE 温暖化 2012

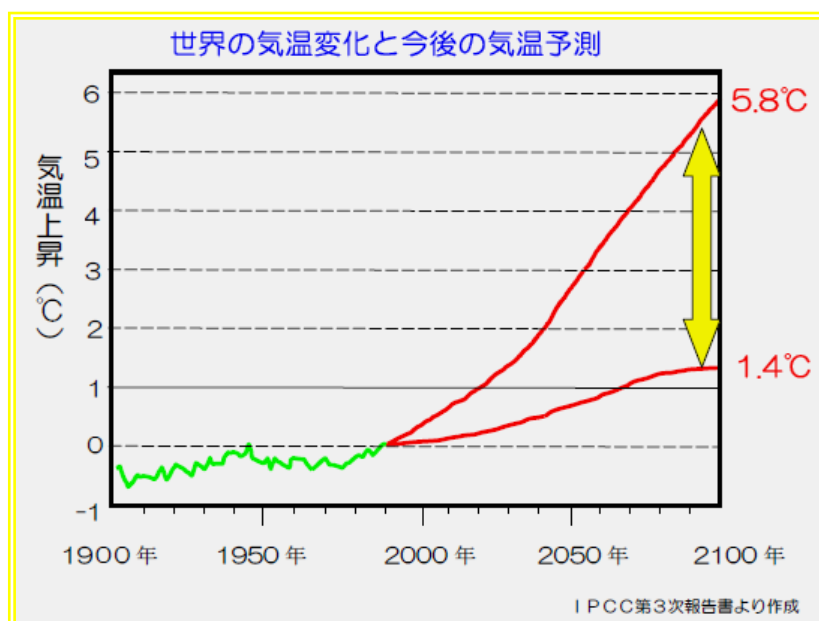
2 二酸化炭素濃度の変化

今日まで排出されていた二酸化炭素は、自然界の海（海水）や山（植物）等に吸収されることで、地球全体のバランスを取っていました。

しかし、19 世紀以降、産業の発展に伴い人類が消費する石炭や石油などの化石燃料により、大気中に排出される二酸化炭素量が急激に増加しており、その影響で、近年は急速に地球温暖化が進んでいます。



このまま地球温暖化が進むと、2100 年には地球上の気温が平均で 1.4～5.8℃上昇することが予測され、世界中に深刻な影響が発生すると言われています。



地球温暖化がもたらす深刻な影響

地球温暖化が進むと、まず気温の上昇や雨量の増加、海面の上昇などが生じます。また、台風や熱波、エルニーニョ現象などの異常気象も頻繁に発生し、その勢力はより強力になると予測されています。そうすると、自然環境や人間社会へさまざまな被害や悪影響を生じることとなります。

異常高温

近年、35℃以上の「猛暑日」が増えたり、すごく寒い日が減ったりする傾向にあります。異常高温により、熱中症になる人も年々増えています。

海面上昇

海水が膨張し、2100年には、海面が最大で平均60センチ上昇するといわれています。砂浜が消失したり、低地が水没してしまう恐れがあります。

台風の強大化

大型の台風やハリケーン、巨大サイクロンが引き起こす洪水や高潮など、人の命をも奪う大災害が世界各地で頻発する恐れがあります。

生き物がいなくなる

温暖化により環境が大きく変わってしまうと、そこに暮らす生き物たちは、その変化について行けず絶滅する恐れがあります。

水不足

もともと水の少ない地域では、さらに水不足になるところがあります。また、地域によっては、乾燥化が進むところもあります。

熱帯の病気が流行

熱帯の生き物の中には、人に感染症を引き起こすものがあります。熱帯性の感染症が発生する範囲が広がって、被害が拡大する恐れがあります。

作物が取れなくなる

今まで作っていた農作物に適した気温ではなくなり、病害虫の増加により収穫量が減って、世界中で食糧不足になる恐れがあります。

そのほかにも・・・

- ◇家畜の生産量が減る。
- ◇魚の収穫量が減る。

などが問題になっています。

出典:平成19年度版 とも環境白書より

国の地球温暖化対策の取り組み

国は 1997 年の京都議定書の中で、温室効果ガスの総排出量を「2008 年から 2012 年」の第 1 約束期間に、1990 年レベルから 6%削減する目標を定めました。

また、直近の 2012 年（平成 24 年）4 月に策定された第四次環境基本計画においては、2050 年までに 80%の温室効果ガス削減を目指すこととされています。

《京都議定書》

- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定。
- 国際的に協調して、目標を達成するための仕組みを導入（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など）
- 途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず。
- 数値目標は次のとおり

対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆

基準年：1990年

目標期間：2008年から2012年（第一約束期間）

目標数値：各国毎の目標→**日本△6%**、米国△7%、EU△8%等先進国全体で少なくとも5%削減を目指す。

注：京都議定書とは、気候変動枠組条約に基づき、1997年12月11日に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議）で議決した議定書である。

国際的な動向を踏まえると今後の計画期間は次の年度が想定されます。

短期	<p>基準年～2012年</p> <p>※京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）に対応します。</p>
中期	<p>2013年～2030年頃</p> <p>※京都議定書の第二約束期間（2013年～2020年）を含み、多くの国が2020年における中期目標を提示しています。</p>
長期	<p>2050年</p> <p>※IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によると、産業革命以降の気温の上昇を2℃以内に抑えるためには、2050年には世界全体で5割強、また先進国全体で1990年比80～95%削減する必要があります。</p>

国の 2010 年度（平成 22 年度）の温室効果ガス排出量は、12 億 5,800 万トン（二酸化炭素換算）であり、京都議定書の規定による基準年（1990 年度）の総排出量の 12 億 6,100 万トンから 0.3%（330 万トン）の減少となっています。

2009 年国連気候変動首脳会合にて、2020 年までに 1990 年比で 25%削減する国の目標が掲げられましたが、2011 年の東日本大震災、原子力発電所事故の発生により、日本のエネルギー政策の見直しと表裏一体で地球温暖化対策の検討を進めることとされ、削減目標についても見直しが実施される予定です。

《国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）及び京都議定書第 8 回締約国会合（COP/CMP8）の概要》 2012 年（平成 24 年）11 月 26 日～12 月 8 日開催
日本は、第 2 約束期間（2013 年～2020 年）に参加しないで、2013 年以降の対策・議論を踏まえて自主目標を設定される予定です。

今後も国の施策動向の情報収集を行い、連動した施策を進めていきます。

第2章 計画の考え方

計画の位置づけ

第1章で記述したとおり、地球温暖化は私たちと、私たちの将来の世代に直接関わってくる深刻な問題です。

本計画の前篇は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条第2項に基づき、益田市の地域推進計画として位置づけられたものです。本計画の中でCO₂の削減目標を定め、その達成に向けて市民・事業者・行政の三者が連携して取り組むために必要な具体的な方策を提示することを目的として「益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（本計画第1章～4章）を策定します。

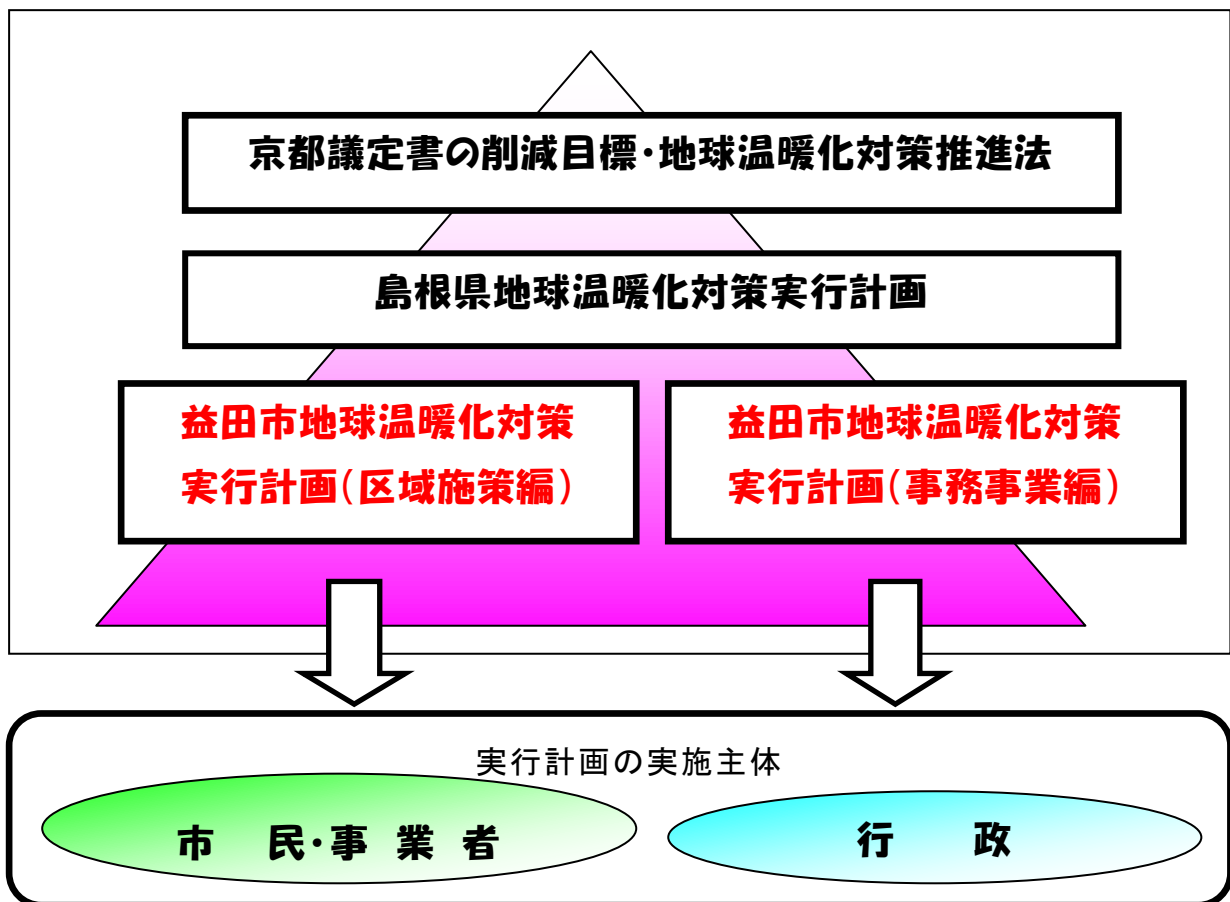
「益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の法の中での位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」

（国及び地方公共団体の施策）

第二十条

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。



行政による実行計画と実施主体との関係

地球温暖化対策の取り組み

地球温暖化対策は、市民・事業者・行政それぞれの役割に応じ、対策を講じる必要があります。

◇市民の役割◇

地球温暖化に関心を持ち、理解を深め、ライフスタイルを見直し、日々の生活の中で温暖化防止行動を進めることが重要となっています。

◇事業者の役割◇

地球温暖化に関心を持ち、再資源化や再利用など、各事業所独自の温暖化防止の取り組みなどの企業努力により、通常の業務活動の中で温暖化防止行動を進めることが重要となっています。

◇行政の役割◇

一般家庭、事業者の地球温暖化への取り組みはまだ不十分な状況にあり、温暖化防止関連の情報提供等や啓発活動を実施して行きます。また、益田市自体も率先して防止行動を進め、その効果を毎年公表して行きます。

島根県と益田市の実行計画

島根県においては、2011年（平成23年）3月に「島根県地球温暖化対策実行計画」が策定され、温暖化防止対策に取り組まれています。

中期目標として、2020年度（平成32年度）に温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）対比で23%以上削減するとされています。

平成21年3月に策定した益田市の地域推進計画では、市民・事業者に身近な計画として、温室効果ガス削減のより具体的な方法を提示するとともに、温室効果ガスの削減目標として、基準年を2003年度（平成15年度）とし、2011年度（平成23年度）までに6%削減することを目標としてきました。

なお、今回の改定にあわせ、これまでの益田市の地域推進計画は、「益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と名称を改めます。

今後も引き続き、島根県の実施する施策と連携を取りながら温暖化防止対策を進めていきます。

第3章 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

二酸化炭素排出量の推移

益田市の1990年度（平成2年度、京都議定書で定められた基準年）及び直近の2010年度（平成23年度）の二酸化炭素の排出量を比較したものです。

益田市全体では、15千tCO₂の減少（3.6%減）となっていますが、民生家庭部門（一般家庭）は31千tCO₂、民生業務部門（事業所、オフィス等）は30千tCO₂の排出量増加がみられます。 位：千tCO₂

年度	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
1990	163	76	75	99	3	416
2010	78	107	105	110	2	401

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値は各部門の合計値と合致しません。

☆ CO₂ 各排出量の部門について ☆

【産業部門】 …… 製造業、農業などで消費されたエネルギーから排出されるもの。

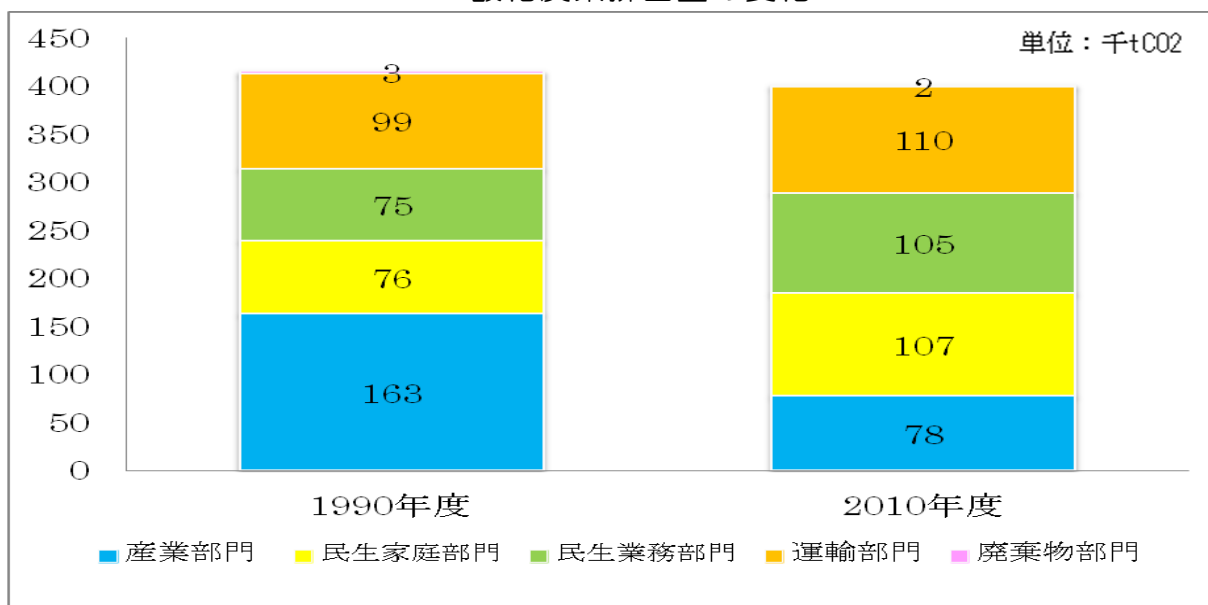
【民生家庭部門】 …… 家計が住宅内で消費したエネルギーから排出されるもの。

【民生業務部門】 …… 第三次産業に属する事業所・個人が、事業所内部で消費したエネルギーから排出されるもの。

【運輸部門】 …… 自動車、鉄道などによる人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーから排出されるもの。

【廃棄物部門】 …… 廃棄物の処理に関する産業の温室効果ガスが含まれます。

二酸化炭素排出量の変化



一人当たりの排出量は…？

2010年度（平成22年度）の益田市の総排出量による、1人当たりの二酸化炭素排出量は年間7.95 t-CO₂となっています。

益田市の人口・世帯あたりの排出量

	1990年度	2010年度
総人口	57,706人	50,470人
総世帯数	18,375世帯	21,330世帯
CO ₂ 総排出量	416千t/年	401千t/年
1人当り排出量	7.20t/年	7.95t/年
世帯当り排出量	22.6t/年	18.8t/年

温室効果ガスの削減目標

本計画では、温室効果ガスの削減目標は、基準年を1990年度（平成2年度）とし、2020年度（平成32年度）までに6%削減することを目標とします。

国の中期的な削減目標は改めて設定される予定であることを踏まえ、当面は現状の6%を目標として据え置きます。

計画期間については、京都議定書で定められた第2約束期間である2020年（平成32年度）とします。

基準年	1990年度（平成2年度）
計画期間	2012年度（平成24年度） ～2020年度（平成32年度）
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)
対象地域	益田市全域
削減目標	対象地域から排出される温室効果ガス量を、基準年対比で6%削減。

これらの目標を達成するためには、「市民」「事業者」「行政」の3者が連携して排出量削減に取り組む必要があります。

第4章 二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組み

排出量を削減するための主な対策

第3章において提示したとおり、益田市では市全体で二酸化炭素の排出量を1990年度（平成2年度）比で6%削減することを目標にしています。

目標を達成するために、温室効果ガス排出削減に向けた主な対策として、次の項目を重点的に推進していきます。

再生可能エネルギーの利用を促進する

- ・太陽光、バイオマス、小水力、風力等の化石燃料以外の再生可能エネルギーの導入を促進します。

事業者(市)・住民の活動を促進する

- ・環境行動（冷暖房の適温設定、エコドライブ等）を積極的に実践していきます。
- ・高効率の機器（省エネ型エアコン、LED等）や設備の普及を進めます。
- ・ライトダウンキャンペーン及びクールアース・デーへの取り組みを進めます。
- ・既存住宅・建築物の省エネ改修の促進や高断熱の新築住宅・建築物の普及に努めます。
- ・次世代型自動車の普及を進めます。

地域環境の整備及び改善をする

- ・道路網の整備を進めていきます。
- ・森林等の地域資源を生かした温暖化防止対策を推進します。
- ・自然環境と調和した地域づくりを進めていきます。
- ・公共交通機関の利用促進を進めます。

循環型社会を形成する

- ・まず循環型社会の形成のため、廃棄物の発生量を平成22年度比5%削減し、廃棄物の発生を抑制していきます。
- ・廃棄物のリサイクル率（資源ごみの比率）を25%以上（平成22年度22.5%）に向上させます。

排出量を削減するための具体的な取り組み例

温室効果ガス排出抑制に向けた主な対策の内、事業者・住民の活動を促進するための具体的な取り組みとして、以下の項目に取り組みます。

家庭生活での取り組み

民生家庭部門では、主に電気、ガソリン、ガス、灯油などから二酸化炭素が排出されています。もちろん一つの家庭からの排出量は微量ですが、全世界あわせると、2010年には市の排出量の26.6%を占めています。

CO₂を削減し、かつエネルギーの使用料金も節約する、地球とお財布にやさしいエコ活動を家庭で実践し、ライフスタイルの改革を図りましょう。

エアコン

設定温度を、夏は28℃、冬は20℃にすると…

→1年間で**34.2 kg**のCO₂削減に

エアコンのフィルターをこまめに掃除すると…

→1年間で**13.1 kg**のCO₂削減に

あわせて**2,540 円**の節約になります！！



データ出典：省エネルギーセンター2008「家庭の省エネ大事典 2008 年度版」

ウォームビス、クールビス
との組み合わせで更に
効率UP！！

照明器具(24時間365日点灯の場合)

白熱電球**60型54W**を、**LED電球5.4W**に交換
すると…

→1年間で**213.7kg**のCO₂削減に

電気代にして**6,028 円**の節約です！！



テレビ・パソコン

テレビを見る時間を1日1時間少なくすると…

→1年間で**30.0 kg**のCO₂削減に

パソコンの利用を1日1時間少なくすると…

→1年間で**6.0 kg**のCO₂削減に

あわせて**1,190 円**の節約になります！！

電気ポット

長時間使わないときにはプラグを抜くと…

→1年間で **44.1**kgの CO₂ 削減に

電気代にして **2,360** 円の節約！！

データ出典：省エネルギーセンター2008

「家庭の省エネ大事典 2008 年度版」



冷蔵庫

ものを詰め込み過ぎないように心がけると…

→1年間で **18.0** kgの CO₂ 削減に

電気代にして **960** 円の節約になります！



データ出典：省エネルギーセンター2008「家庭の省エネ大事典 2008 年度版」

レジ袋

レジ袋の使用を1年間で半分にすると…

→1年間で **14.0** kgの CO₂ 削減に！！

ほかにも、

過剰な包装のない商品を選んだり、

詰め替えのできる製品を選んだり、

買い物の際にマイバッグを持参したり…



データ出典：島根県「ストップ！地球温暖化」

ガスの利用

シャワーの利用を1回1分少なくすると…

→1年間で **29.7** kgの CO₂ 削減に！！

ガスコンロの炎がなべ底からはみ出さないように

注意していると…

→1年間で **5.5** kgの CO₂ 削減に！！

あわせて **3,280** 円の電気代節約になります！



データ出典：省エネルギーセンター2008「家庭の省エネ大事典 2008 年度版」

灯油の利用

石油ファンヒーターの設定温度を21℃から20度にすると…

→1年間で **25.4** kgの CO₂ 削減に！

灯油代にして **1,020** 円の節約になります！

(灯油1リットルあたり**100**円で計算)

データ出典：省エネルギーセンター2008「家庭の省エネ大事典 2008 年度版」

そのほかにも…

- ・ 買い物や贈り物など、物を包む際に風呂敷を活用する。
- ・ 長期間使用しないときは家電製品のコンセントを抜く。

…など、簡単にできるCO₂削減策はたくさんあります。まずはできることから、無理せず始めてみましょう。

買い替えと省エネ商品



性能は同じかそれ以上でも技術の進歩でより省エネになる家電製品は多くあります。電気店で左記のようなラベルを見たことはありませんか？

省エネラベルの付いた製品は、環境に優しいだけでなく、毎月の電気代もお得になります。

対象となる商品は、エアコン、冷蔵庫、テレビ等 18品目です。

自動車運転時の取り組み

もはや毎日の生活には欠かせぬ自動車。それゆえに、そこからのCO₂の排出量はますますの増大が予想されます。もちろん省エネルギーで燃費の良い車は続々開発されますが、それでも乗り手が気をつけることが無くなるわけではありません。ガソリンも相変わらず高値が続きますし、ここらでエコドライバーへ変身してみましょう！

エコドライバーへの道 その① 急発進をしない！

車が停止した状態からアクセルを強く踏み込んで急発進を行うと、通常の発進に比べ 30 パーセント以上多く燃料を消費します。ゆっくり発進する「ふんわりアクセル eスタート」を心がけましょう。

1年間で **261.0kg** の CO₂ を削減でき、燃料費も **16.875** 円節約できます

(レギュラーガソリン1リットル**150**円の場合)。

データ出典：島根県「ストップ！地球温暖化」

※「ふんわりアクセル eスタート」とは…？

「自動車の発進時に、アクセルをやさしく、ゆっくり踏み込んで発進することで、発進時の CO₂ 排出量を削減しよう」というエコ(eco)運動のことです。

エコドライバーへの道 その② 停車中はアイドリングストップ！

荷物の積み下ろし、人の乗り降りの時間はほんの数分かもしれませんが、その時間もエンジンはガソリンを消費し続けます。

意識してエンジンを停止するようにしましょう。

1日10分アイドリングを止めた場合、1年間で CO₂ は **40.2kg**の排出削減、燃料費は **2.598** 円節約ができます。(レギュラーガソリン1リットル**150**円の場合)

データ出典：省エネルギーセンター2008「家庭の省エネ大事典 2008 年度版」

エコドライバーへの道 その③ 走行抵抗を減らそう！

走行抵抗とは、車が走る上で障害になるさまざまな抵抗のことです。

タイヤの空気圧が適切でないために起こる不要なこもり抵抗や、加速の際の障害となる余計な荷物などがこれにあたります。

タイヤの空気圧をこまめにチェックして適切な空気圧を保ち、不要な荷物を降ろして1年間走行した場合、**10%程度**燃費が向上します。

データ出典：省エネルギーセンター2008「かしこく利用 かしこく運転 スマートドライブ」

エコドライバーへの道 その④ 暖機運転をやめよう！

「エンジンをかけてからしばらくアイドリング(暖機運転)をするとエンジンに良い」というのは昔の話、現在の車ではその必要はありません。むしろ、アイドリングをするより走行した方が効率よく暖気され(走行暖気)、エンジンにもよいのです。

10 分間アイドリングしてから4.2km走った場合と、エンジン始動後すぐに4.2km走った場合の燃費を比較すると、走行暖気のほうが **20%程度**良くなります。

※ただし、極端な低温時のエンジン始動や何日間も車を駐車したままにしておいた場合は、始動後数十秒アイドリングを行った方がよい場合もあります。

データ出典：省エネルギーセンター2008「かしこく利用 かしこく運転 スマートドライブ」

…もちろん、これらの節約テクニックだけではなく、近くに出かけるときはなるべく徒歩や自転車で移動することや、遠出でもバスや電車などの公共交通機関を使うなど「意識して自動車を使わない」ことも重要です。



オフィス・事業所での取り組み

大規模な施設を有する工場も、巧の技が光る小規模工場も、温室効果ガスの排出とは無縁ではられません。大規模事業所、工場はそう多くない益田市ですが、2010年度の推計によるとCO₂排出総量に占める産業部門の割合は19.4%、事業所などオフィスにあたる民生業務部門は26.2%と、決して低くないのです。

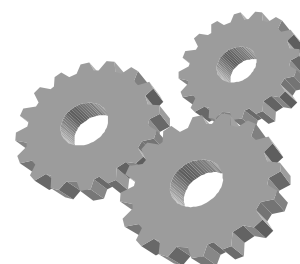
日々の事業活動の中で、できることから改善することが重要です。

1日を通して…

エアコンの設定温度を、夏は28℃、冬は20℃にすると…

→1年間で **1,431kg**のCO₂削減に！

電気代にして **24,800円**の節約になります。



データ出典：島根県「ストップ！地球温暖化」

昼休みに…

昼休みにはパソコンの電源を落とし、1日1時間使用を減らすと…

→1年間で **224kg**のCO₂削減に！

電気代にして **3,890円**の節約になります。

データ出典：島根県「ストップ！地球温暖化」

帰宅時に…

帰る前にパソコン、プリンター、テレビ、コピー機のコンセントを抜いておくと…

→1年間で **273.0kg**のCO₂削減に！

電気代にして **4,720円**の節約になります！

データ出典：島根県「ストップ！地球温暖化」



工場ではこれらの他に

- ・ 空調、冷暖房器具、照明等の効率化と使用時間減少
- ・ インバータ式コンプレッサーやトップランナー基準の変圧器の導入など、高効率機器の購入
- ・ 空気配管の漏れを修理し、蒸気配管を断熱仕様にするなどでエネルギーロ

スをなくす

…などの方法で排出されるCO₂を削減することができます。ポイントは、現状でどこにどれだけエネルギーが使われているかを把握し、そのエネルギー使用が適切かを否定的に検証することです。

簡単排出量計算

～CO₂排出係数と「見える化」のはなし～

これまで家庭や事業所向けに、削減の方法と具体的な削減量を提示してきましたが、上記の削減量はあくまで目安です。実際は、「～の使用量を半分に」といっても各家庭で削減値は異なります。ここでは、エネルギー使用量からCO₂の排出量を求める式を紹介しましょう。

排出係数

電気……………使用量 (kwh)	×	0.502	=	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン…使用量 (ℓ)	×	2.32	=	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
軽油……………使用量 (ℓ)	×	2.58	=	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
灯油……………使用量 (ℓ)	×	2.49	=	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
L P ガス…使用量 (m ³)	×	3.00	=	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)

※電気の排出係数は、平成23年度実績に基づく調整後排出係数です。

※軽油の排出係数については、平成22年3月に変更され、2.58となっています。

これらの式を使えば、エネルギーの支払伝票などからご家庭のCO₂排出量を把握することができます。

どれだけ使っているか分からないエネルギーを、調べて「見える化」することで、結果も出やすく、また結果が見えやすくなります。するとまた不思議とやる気が出てくるものです。

※「見える化」とは…？

具体性がないものを数値やデータで表すことで実態を把握し、問題解決につなげようとするという考え方のことです。

◆益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第5章 計画策定の背景と実績

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定について

1. 計画の目的

本計画の後編は、益田市役所も消費者や事業者であるという立場から、環境に配慮した事務及び事業を率先して実行し、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進することを目的とします。

これまで、益田市役所地球温暖化対策実行計画としてエネルギー使用の削減のための行動の実行を進めてきました。

今回の改定に伴い、名称を改め『益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』として実行に移していきます。

2. 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、市役所自らが実施する事務及び事業全般とします。益田市役所の本庁舎・各支所・学校と教育委員会・各地区振興センターなどの施設から排出される温室効果ガスを対象とした削減計画です。

他者への委託等により実施する事務及び事業（指定管理者制度含む）は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

3. 法の中での位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3第1項に基づき、益田市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画として位置づけられたものです。

益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の法の中での位置づけ
「地球温暖化対策の推進に関する法律」
（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

4. これまでの実績

2005年（平成17年度）に比較して、2011（平成23年度）までに、排出される温室効果ガス量を、基準年対比で6%削減する目標を掲げて、削減に取り組んできました。これまでの実績は次のとおりです。

益田市役所の温室効果ガス排出量の比較

年 度	17	18	19	20	21	22	23
温室効果ガス排出量（tCO ₂ ）	2,347	2,170	2,209	2,194	2,163	2,321	2,318
平成17年度比削減率（%）	基準年	7.60	5.84	6.48	7.84	1.12	1.23

※表の温室効果ガス排出量の数値単位はt単位ですが、削減率の算出にあたっては、kg単位で算出していますので、この表から算出される削減率とは異なります。

平成22年度と平成23年度に削減率が大きく低下しているのは、気象状況の影響もありますが、夏期、冬季の空調機器の使用の増加・暖房用燃料の増加による電気及び灯油の使用量の増加が主な要因と考えられます。

改めて、電気使用料の削減のための対策を実施する必要があります。

第6章 温室効果ガスの排出量の現状と削減目標

基準年度（平成17年度）における温室効果ガスの排出状況

日本における温室効果ガス排出量の内訳(2010年度実績)において、二酸化炭素排出量が約94.8%を占めています。また、島根県の取り組みにおいても、二酸化炭素排出量が93.8%(2010年度実績)と大部分を占め、二酸化炭素が最も地球温暖化に影響しているとしており、二酸化炭素排出量の削減に重点を置き取り組みを進めています。

こうした状況を踏まえ、益田市役所としては、二酸化炭素排出量の把握に重点を置き、その他の温室効果ガスについては、できる範囲で順次把握していくこととします。

まず、現状（平成17年度）の市役所の事務・事業における活動区分別使用量は、次表のとおりとなっています。

〈活動区分別の使用量〉

項目	単位	基準年度 (平成17年度)
ガソリン使用量	L	108,391
軽油使用量	L	67,090
灯油使用量	L	163,431
LPG使用量	kg	6,848
A重油使用量	L	41,310
電気使用量※	kWh	2,480,982

次に、温室効果ガスの総排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(平成14年12月26日政令第396号)に定める排出係数を用いて算定します。

温室効果ガス排出量 (tCO₂) = 各使用量 × 種類ごとに定められた排出係数

各排出係数については、次のとおりです。

「二酸化炭素排出量」

ガソリン	使用量 (L) × 2.32	=	二酸化炭素排出量 k g—CO ₂
軽油	使用量 (L) × 2.62	=	二酸化炭素排出量 k g—CO ₂
灯油	使用量 (L) × 2.49	=	二酸化炭素排出量 k g—CO ₂
LPG	使用量 (k g) × 3.00	=	二酸化炭素排出量 k g—CO ₂
A重油	使用量 (L) × 2.71	=	二酸化炭素排出量 k g—CO ₂
電気	使用量 (k w h) × 0.555	=	二酸化炭素排出量 k g—CO ₂

※軽油の排出係数については、平成 22 年 3 月に変更され、2.58 となっています。

※電気使用量の排出係数は、電気事業者別に毎年公表されます。

「メタン排出量」(使用量×排出係数×地球温暖化係数 21=CO₂)

灯油	使用量 (L) × 0.00035	=	二酸化炭素排出量 k g—CH ₄
LPG	使用量 (k g) × 0.00023	=	二酸化炭素排出量 k g—CH ₄

「一酸化二窒素排出量」(使用量×排出係数×地球温暖化係数 310=CO₂)

灯油	使用量 (L) × 0.000021	=	二酸化炭素排出量 k g—N ₂ O
LPG	使用量 (k g) × 0.000005	=	二酸化炭素排出量 k g—N ₂ O
A重油	使用量 (L) × 0.000063	=	二酸化炭素排出量 k g—N ₂ O

温室効果ガス総排出量は、各温室効果ガス排出量に下記地球温暖化係数を乗じて得られる量を合算した量となります。

〈地球温暖化係数〉 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条

温室効果ガス		地球温暖化係数
二酸化炭素	CO ₂	1
メタン	CH ₄	21
一酸化二窒素	N ₂ O	310

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のことです。

現状の温室効果ガスの総排出量は次表のとおりです。

<温室効果ガスの総排出量>

項目	単位	基準年度 (平成17年度)	内訳 (%)
温室効果ガス総排出量	kg-CO ₂	2,346,890	100.00
二酸化炭素	kg-CO ₂	2,343,774	99.87
メタン	kg-CO ₂	1,234	0.05
一酸化二窒素	kg-CO ₂	1,882	0.08

また、活動区別の温室効果ガスの総排出量は次表のとおりです。

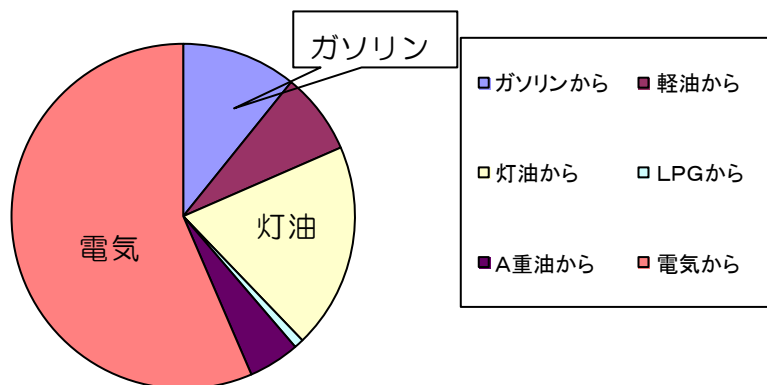
<温室効果ガスの総排出量内訳（活動区別）>

項目	単位	基準年度 (平成17年度)	内訳 (%)
ガソリン使用量	kg-CO ₂	251,467	10.7
軽油使用量	kg-CO ₂	175,775	7.5
灯油使用量	kg-CO ₂	409,208	17.4
LPG使用量	kg-CO ₂	20,738	0.9
A重油使用量	kg-CO ₂	112,757	4.8
電気使用量	kg-CO ₂	1,376,945	58.7
合計		2,346,890	100.0

<活動区別の温室効果ガス総排出量>

温室効果ガス総排出量は、電気の使用量が最も大きく、1,376,945 kg-CO₂/年となり、全排出量の58.7%を占めており、次に灯油が17.4%を占めています。

温室効果ガスの排出量内訳（活動区別）



市役所の温室効果ガスの削減目標

1. 新たな計画期間、削減目標

新たな計画期間として、これまでと同様の 5 年間とし、2012 年度（平成 24 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）とします。

また、削減目標についても、今後、国のエネルギー政策の見直しが実施されることと、これまでの削減目標の 6%を達成できていない年があったことから、実施項目を改めて確実に実行に移していく必要があり、当面現行の 6%を目標として改めて改善に取り組むこととします。

基準年	2005 年度(平成 17 年度)
計画期間	2012 年度(平成 24 年度) ～2016 年度(平成 28 年度)
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン、一酸化二窒素
対象	益田市役所が管理する施設(広域を除く)
削減目標	対象から排出される温室効果ガス量を、基準年対比で 6%削減する。

2. 種類別温室効果ガス排出量及び目標削減率

二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気及び燃料使用量の削減を中心として、次表のとおり達成に向けて取り組みを進めます。

<活動区分別の使用量及び目標削減率>

項目	単位	基準年度 平成 17 年度使用量	平成 28 年度 削減目標率
ガソリン使用量	L	108,391	1.13%
軽油使用量	L	67,090	4.37%
灯油使用量	L	163,431	14.51%
LPG使用量	kg	6,898	0.42%
A重油使用量	L	41,310	20.00%
電気使用量	kWh	2,480,982	4.04%

＜温室効果ガスの総排出量及び目標削減率＞

項目	単位	基準年度 平成17年度排出量	削減目標率	平成28年度 目標削減率
ガソリン使用量	kg-CO ₂	251,467	1.13%	6%
軽油使用量	kg-CO ₂	175,775	4.37%	
灯油使用量	kg-CO ₂	409,208	14.51%	
LPG使用量	kg-CO ₂	20,738	0.42%	
A重油使用量	kg-CO ₂	112,757	20.00%	
電気使用量	kg-CO ₂	1,376,945	4.04%	
温室効果ガス 総排出量合計	kg-CO ₂	2,346,890	6%	

※種類ごとの削減目標率は、それぞれの平成17年度の使用量に対する削減割合を示す。

第7章 二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組み

事務及び事業に関する温暖化防止に向けた取り組み

温室効果ガスの排出量削減を目的とした取り組みを進めるための項目は、次のとおりです。

ここに掲げる取り組みは、市役所内の事務及び事業の実施に当たっても様々な場面、行動において当てはまり、職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取り組みの徹底を率先して目指します。一つひとつは小さな取り組みでも市全体で見れば大きな節約になります。

なお、取り組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案して取り組みます。

1. 温室効果ガス削減に当たっての配慮項目

温室効果ガスを排出する物質を削減するためには、いままでの削減努力以上に更なる努力が必要となります。

ガソリン使用量の削減

ガソリンは公用車の運行に使用されており、必要不可欠なものであるが、次の事項を遵守し削減を図ることとする。

①【購入について】

○低公害車、(電気自動車、ハイブリット車等)又は低燃費車等の購入に努めます。

○更新時においては、可能な限り排気量の小さい車を選択します。

○公用車の使用実態等を精査し、台数の削減に努めます。

②【使用について】

○経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないエコドライブを心がけます。

○アイドリングをストップすること(暖気運転はなくし、また、出来る限り信号待ちの際にもストップすること)。

○近距離の移動には、可能な限り自転車や単車の利用に努めます。

○利用時間、行き先等の調整が可能な場合、乗り合わせて利用します。

○車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がけます。

○タイヤ空気圧の調整等の定期的な点検や整備を励行します。

○通勤・出張時において公共交通機関を極力利用します。

灯油使用量の削減

灯油は館内の暖房に使用されており、必要不可欠なものであるが、次の事項を遵守し削減を図ることとする。

○ストーブが不必要の際にはこまめに消火すること。

○ストーブの火は出来るだけ小さくすること。

○やむをえず機器を購入する際には省エネルギー対応のものとする。

○本庁、美都、匹見総合支所館内の暖房は、来客用を除き共通暖房設備の使用のみに心がけること。

○木質チップなど地域資源を活用した暖房機を活用します。

LPG使用量の削減

LPGは庁内等の給湯時や給食センターの調理時に使用されており、必要不可欠なものであるが、次の事項を遵守し削減を図ることとする。

○ガス瞬間湯沸器の種火は、使用時以外は消すようにすること。

○やむをえず機器を購入する際には省エネルギー対応のものとする。

○ガスコンロを使いお湯を沸かす際は、火の強さを「強火」ではなく「中火」とすること。

A重油の削減

A重油は、本庁、美都総合支所の共通暖房に使用されており、必要不可欠なものであるが、次の事項を遵守し削減を図ることとする。

○暖房器具の排気口をこまめに掃除すること。

○室内温度を20℃としこまめに調整すること。

電気使用量の削減

電気は益田市が放出しているエネルギー量の最大のものであり、これを削減することが必要です。次の事項を遵守し、削減を図ることとします。

公共施設、庁舎の節電をより一層徹底するため、職員の意識改革を進めます。

①【機器の購入について】

a. O A機器

○国際エネルギースターロゴ表示機器等のエネルギー効率の高い製品の優先的な導入を図ること。

○エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進を行うこと。

b. 照明機器・家電製品

○最小限の機器購入の推進に努めること。

○広さにあった適正規模の機器の導入に努めること。

○白熱電球から電球形蛍光ランプやLED照明等の切り替えを進め、高効率で省エネルギー型照明製品の導入を図ること。



出展：環境省 あかり未来計画より

○設備規模に応じて二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器・空調等の効率的機器設備の活用を図ること。

②【機器の使用について】

a. 照明機器

○不要な照明は消灯すること。明るさに応じて窓際消灯を行う。

○昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯すること。

○廊下、階段等の共有部分の照明は支障にならない範囲で消灯すること。

○超勤する場合は、業務に支障のない範囲で部分消灯をすること。

○照明器具の清掃を実施すること。

○学校については、授業時には廊下の消灯をすること。

○本庁 1F は昼休み時には吊り下げ式の蛍光灯を消灯する。

b. 事務機器

○パソコン・プリンターは昼休みで使用しない場合は電源をOFFにする。

半日以上、離席する場合は、電源をOFFにする。

○昼休みなど使用しないコピー機等の省電力モードを励行すること。

○テレビ等電化製品の台数の節減を図ること。

○長時間、電化製品を使用しない場合は、コンセントを抜き待機電力を削減すること。

○スイッチ付きOAタップ（エコタップ）の活用をする。

○コピー機器使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止すること。

c. 空調機器

○冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時20℃に設定すること。

○公共施設に設定温度を表示することで、徹底して実施します。

○冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底すること。

○会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止すること。

○冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹き出し口の周囲には物を置かないようにすること。

○冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用すること。

○エアコンのフィルター清掃をこまめに行うこと。

○春秋等の冷暖房を長時間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いて待機電力を削減すること。

d. その他

○夏季は、暑さをしのぎやすい軽装（クールビズ）を励行し、冬季は、重ね着（ウォームビズ）をする等、着衣を調整し、冷房、暖房の使用を抑制すること。

○毎週水曜日は、ノー残業デーとします。

○日光の遮断効果と植物が水蒸気を放出する蒸散作用のある緑のカーテンの利用や屋上の緑化を促進します。

○電気ポットの保温機能は使用しないで、魔法瓶を活用する。

2. 建築物及び付帯設備の設計・維持管理等に当たっての配慮

益田市が新築・改築・修繕を行う建築物（付帯設備含む）については、消費電力等の削減を図るため今後も下記事項について検討のうえ、実施します。

建築物に関する事項

(1) 【建築物の新築・改修・修繕時の設計・施工について】

- 建築物の高断熱構造化や採光・通風の最適化に努めます。
- 建築物の省エネ改修を促進します。
- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電・太陽熱利用、バイオマス等を利用するための整備を行い、再生可能エネルギーの利用を進めます。
- 建築物の屋根や遊休地等の貸出しを進め、再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 施設の規模・用途に応じた高効率な空調・給湯機器、エレベーター、照明機器の導入に努めます。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図ります。
- 機器のレイアウトへの配慮、個別冷暖房、個別照明が可能なシステムの導入に努めます。
- メンテナンスしやすい構造・設備に整備します。
- 施設を新設する際には、可能な限り敷地内緑化に努めます。
- 建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮します。
- 型枠については、熱帯材以外の型枠(鋼製型枠など)の利用を検討します。
- 施工に当たっては、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努めます。

(2) 【建築物の維持管理について】

- 維持管理に当たって、制御システムの効率的、経済的運用に努めます。
- 植え込み等の適切な維持管理を図ります。

(3) 【建築物の解体・廃棄等について】

- 建築リサイクル法に沿って実施いたします。

3. 物やサービスの購入に関する共通した取り組み

(1) グリーン購入の実施


- 無駄な物品を購入しないように、適切な物品の管理を行います。
- エコマークやグリーンマークなどのついた製品を購入します。
- 国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき、グリーン購入を行います。
- 買う時に環境を考えて作られたもの(原材料がリサイクルされているもの)を選びます。

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）では、平成27年度までに全ての地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施する事を目標としています。

<環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベル>

(2) ノンフロン製品の選択

- 空調機器等の導入にあたり、フロン類を使わないノンフロン製品を選ぶように努めます。

4. その他の事務・事業に当たっての配慮

ごみの減量化・リサイクルの推進

益田市役所が排出するごみについては、職員自らがごみの分別を徹底し、市民の模範となるよう心がけます。

○排出されるごみは分別ボックスにより分別し、ごみの減量化やリサイクルを推進します。

- ・新聞、ダンボール、コピー用紙、シュレッダーごみ、古本雑誌の分別を徹底し、リサイクルを行います。
- ・スチール缶、アルミ缶、空き瓶、ペットボトルについて、分別を徹底しリサイクルを行います。
- ・クリップ、ホッチキスの針、カッター、はさみ刃物類の小型金属類もリサイクルを行います

○可燃ごみ、埋め立てごみ等を極力出さないように、常に心がけます。

○職員個人用ゴミ箱をできるだけ撤去し、ごみの分別を徹底します。

○使用済みの用紙は、個人情報管理に留意して出来るだけ裏面の活用を行います。

○文具等を机の引き出しに入れて眠らせるのを防ぐため、机の中を整理します。

○廃棄物から再生した再生材料を使用した再生紙などの再生品を活用します。

○購入する製品は、包装が簡易なものを優先的に購入します。

○プリンターのトナーカートリッジなどの消耗品は、詰め替え可能な製品を購入します。

第 8 章 計画の推進

計画の進行管理

1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）の推進体制

(1) 市民、事業者、市（学校）の連携（実行計画区域施策編）

市民、事業者、市は、地球温暖化問題の深刻さを認識し、相互にパートナーシップを組んで地球温暖化対策に積極的に取り組む必要があります。

その取り組みを進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づく「益田市地球温暖化対策地域協議会」を平成 22 年 2 月に設置し、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となる取り組みを進めています。

また、島根県知事が委嘱し益田市在住の「地球温暖化防止活動推進員」や、しまね環境アドバイザーとも連携し、市民への普及啓発活動を進めていきます。

今後の実践行動に必要な事項や推進方法等を協議し、【 計画 ⇒ 実行 ⇒ 点検・評価 ⇒ 見直し 】という一連の流れにより、実行計画が効果的に進むような協働体制を進めていきます。

(2) 実行計画（事務事業編）の実施状況の点検及び公表

実行計画に沿った行動が継続的に行われているか、取り組み状況を定期的に把握します。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第 4 条に基づき、毎年 1 回、実行計画の実施状況及び温室効果ガスの排出状況などを、益田市のホームページ等で公表していきます。

(3) 実行計画（区域施策編、事務事業編）の見直し

次回の実行計画（区域施策編、事務事業編）の見直しは、事務事業編の目標年次である 2016 年度(平成 28 年度)を予定しています。なお、年度途中であっても状況の変化に応じ見直しを行います。

実行計画の取り組み実績などを取りまとめて環境審議会に報告し、点検・評価を行い見直ししていきます。

2 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制

（1）益田市地球温暖化対策推進本部

「益田市地球温暖化対策推進本部」を設置し、その中に推進本部長、実行計画責任者、実行計画推進員を置き、計画の着実な推進及び計画の見直しを行います。

（2）職員に対する研修等

実行計画を職員研修等の機会を通じ周知徹底を図るとともに、定期的な庁内会議等において報告を行い、職員の環境意識向上を図ります。

参 考 資 料

地球温暖化対策に協力したい！でも、どうすればいいかわからない…という方は多いでしょう。

本書では、誰でもできる対策を紹介してきましたが、もちろん皆さんにできることはこれだけではありません。下記の機関の情報を参考に、自分にできることからはじめてみましょう。

しまね自然と環境財団(島根県地球温暖化防止活動推進センター)

公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき、島根県の「地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受けて活動しています。

家庭でのエネルギーの節約を進める「エコライフチャレンジしまね」や、県内で行われる「マイバッグキャンペーン」など、温暖化防止に関する様々な啓発事業を行っています。

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

ホームページアドレス→<http://nature-sanbe.jp/eco/>

電話番号→0852-32-5260

省エネルギーセンター(ECCJ)

家庭・工場などの省エネルギーに関する情報提供、啓発活動を行う団体です。

ホームページからは、今すぐ使える省エネ情報満載のパンフレットなどを多数ダウンロードすることができます。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-19-9 ジオ八丁堀

ホームページアドレス→<http://www.eccj.or.jp/>

電話番号→03-5543-3011

全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)

地球温暖化防止に関する普及活動を行うことにより、地球温暖化防止に寄与する活動を推進することを目的とした公的機関です。

特に、地球温暖化に関する各種図表、データ類、そのまま展示に使えるパネルなど、啓発用の教材が充実しています。

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町 9-17 神田第三中央ビル 5F

ホームページアドレス→<http://www.jccca.org/>

電話番号→03-6273-7785

益田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

発 行 島根県益田市

編 集 福祉環境部環境衛生課

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

Tel (0856) 31-0232 FAX (0856) 31-1139

ホームページアドレス <http://www.city.masuda.lg.jp/>

発行年月 平成25年7月発行